

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（3）
2. 日時：令和2年3月10日（火）10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

 実用炉審査部門

 宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

 東京電力ホールディングス株式会社

 原子力運営管理部 保安管理グループ マネージャー他3名

 中部電力株式会社

 原子力本部 原子力部 品質保証グループ長他6名

 関西電力株式会社

 原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネージャー他3名

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、同年3月6日及び本日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 令和2年4月1日の新検査制度施行に伴い保安規定の認可基準に加わる許可整合性についても説明すること。
 - 保安規定第14条（巡視点検）においては、全区域に対して、保安規定第120条の3（作業管理）第3項を適用するのであれば、保安規定第14条第2項の記載を適正化すること。
- (3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ ATENA標準案／美浜／高浜／大飯 保安規定 比較表
- ・ 美浜／高浜／大飯発電所 運転管理業務について